

**使用条件**

- (1) 施設での物品販売(予約販売も含む)を希望する場合は、許可申請を行い、承認を得ること。
- (2) 物品販売についての責任は、すべて主催者が負うこと。
- (3) 営業加算がかからない使用許可については、終了後、物品販売手数料(売上の 5%)を支払うこと。
- (4) 販売場所は貸館の使用許可申請書の許可施設に限る。(共有スペースは原則含まないものとする)

(免責事項)

焼津文化会館では、利用者(来場者含む)の貸館使用時において生じた事故や怪我・病気、また盗難や紛失、商品・展示品等の損害について、当公社に故意、重過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

焼津文化会館内における物品販売許可申請書

令和 年 月 日

焼津文化会館指定管理者  
(公財) 焼津市振興公社

焼津市文化会館条例施行規則第 9 条 8 号の規定に基づき、  
下記のとおり物品販売の許可をいただきたく申請をいたします。

主催者	住所
	氏名 電話
日時	令和 年 月 日 ( ) 時から 時まで
催事名	
目的	
販売責任者 (請負人)	住所
	氏名 電話

※販売(展示)する物の当てはまる種類に☑をしてください。

- 絵画       掛け軸       陶芸品       写真       衣類・装飾品
- 電化製品       パソコン・周辺機器       家具・寝具       美容・健康用品
- 飲料・食品       書籍・雑誌       CD・DVD
- その他 ( )

上記のとおり承認してよろしいか。

決裁欄	部長	課長				担当